

使用済小型電子機器類引渡仕様書

(引渡品目・引渡場所及びその内訳)

第1条 引渡品目は、売払人が指定する引渡場所に保管している使用済小型電子機器類で、次のものとする。

引渡品目

携帯電話・スマートフォン
その他小型電子機器類※1 (小型家電リサイクル法の対象となる品目のうち売払人が設置する回収ボックス(投入口:横30cm×縦15cm)に排出された、電気・電池で動く小型家電製品またはその付属品)
コード類※2
パソコン※3

引渡場所

橋本台リサイクルスクエア	相模原市緑区下九沢2084-3
麻溝台リサイクルスクエア	相模原市南区麻溝台1524-1

※1 相模原市使用済小型家電リサイクル事業において使用済小型家電回収ボックスに投入されたもののうち小型家電に関係しない異物を除いたもの

※2 家電製品から切断したコード部分(アダプタ、プラグ・ジャックを含む)

※3 パソコン及びディスプレイその他の表示装置のうち、キーボード・マウス等のパソコン周辺機器及びCRTディスプレイを除いたもの

(予定引渡数量)

第2条 契約期間内における予定引渡数量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 携帯電話・スマートフォン | 1, 400kg |
| (2) その他小型電子機器類 | 23, 300kg |
| (3) コード類 | 6, 400kg |
| (4) パソコン | 18, 100kg |

※上記の量はあくまでも予定数量であり、引渡量を保証するものではない。

(引渡方法等)

第3条 引渡しの際には、買受人が引渡場所へ車両及び運搬に供するボックス等の備品を用意し、その費用は買受人の負担とする。

2 買受人は、1回の予定引渡数量に対応可能な車両または台数を用意するものとする。

3 引渡場所において引渡しを受ける際は、市職員立会の下、次の区分に分け買受人が積込作

業を行う。

区分1 携帯電話・スマートフォン

区分2 その他小型電子機器類

区分3 コード類

区分4 パソコン

4 前項の積込作業とは、引渡場所において、売払人のボックス等に保管されている小型家電を買受人の用意するボックス等へ積み込む作業をいう。

5 積込作業に係る事故については、原則、売払人買受人それぞれの責任において対処するものとし、想定外の事故については誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

(引渡頻度)

第4条 引渡しは、2か所ある引渡場所において、原則として月3回とし、日時については売払人買受人協議のうえ、決定する。

2 前項の規定にかかわらず、引渡場所に保管される量が所定の量を超える場合には、売払人は買受人に通知し、買受人は随時引渡を受けるものとする。

(契約物件の形状)

第5条 契約物件は、原則としてボックス等に保管されている状態のものとする。ただし、パソコンについては、この限りではない。

(契約物件の計量)

第6条 買受人は、契約物件の引渡しを受けてから、引取量を計量するものとする。

(再資源化)

第7条 買受人は、引渡しを受けた契約物件を、別に売払人に提出する使用済小型家電再資源化事業計画書に基づき適切に再資源化を行うものとする。

2 買受人は、引渡しを受けた契約物件を返納することはできない。

3 買受人は、契約物件に第1項の規定による再資源化ができない混入物が含まれている場合は、当該混入物を適切に処理するものとする。

4 売払人は、買受人の再資源化の状況を確認する必要があると認めるときは、買受人に対し、再資源化の状況についての書類の徴収、買受人の再資源化事業に係る現地調査その他必要な措置について求めることができる。

(報告書類)

第8条 買受人が、売払人に提出する報告書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 契約期間における月ごとの引取量（第3条に規定する区分ごと。計量票の写しを添付すること。）

(2) 契約期間における月ごとに引き取った契約物件の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量

2 前項第2号の規定により報告する資源の種類は、金、銀、銅、鉄、アルミニウムとし、単位はキログラムとする。ただし、金及び銀については、グラム単位の報告とする。

(法令等の遵守)

第9条 買受人は、業務の実施に当たって関連する法令等を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第10条 買受人は、本契約に係る業務を行うに当たって、公害の発生を認めた場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、売払人に報告しなければならない。

2 買受人は、本契約に係る業務を行うに当たって、事故等が発生した場合には、直ちに応急処置をとるとともに、売払人へ報告しなければならない。

(その他)

第11条 本仕様書に定めのない事項については、売払人買受人の協議により定める。